

# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室<sup>116</sup>〕印紙税その14 エレベーターの保守契約書の印紙税

Q. エレベーターの保守について、毎月一定の料金で継続して保守を行うこととする際に作成する「エレベーターの保守に関する契約書」は、保守の対象となるエレベーター、仕事の内容、料金及び料金の支払方法等を定めるものですが、第2号文書（請負に関する契約書）、第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）のいずれに該当するのでしょうか。

なお、契約書には、月額料金と契約期間を記載しています。

A. エレベーターの保守契約は、エレベーターを常に安全に運転できるような状態に保ち、これに対して一定の料金を支払うことを約していますから請負契約に該当します（基通別表第一第2号文書の13）。

この場合、個々の場合における保守契約を定めるものは、第2号文書（請負に関する契約書）になりますが、ご質問の文書のように、営業者間において継続的に生じる保守について共通的に適用される仕事の内容、料金及び料金の支払方法等の基本的なことを定めるものは、第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）にも該当し、通則3のイの規定によりその所属が決定されることになります。

通則3のイでは、契約金額の記載のない第2号文書と第7号文書に該当する文書は、第7号文書に所属が決定されることになりますので、契約金額が記載されているかどうかは問題になりますが、ご質問の文書には、月額料金と契約期間が記載されていますので、「月額料金×契約期間の月数」により計算できる契約金額が記載金額になり、第2号文書として取り扱われることになります。

\* 記載金額のあるものの例

(1) (保守料金)  
第7条 エレベーターの保守料金は、月額2万円とします。  
(契約期間)  
第9条 本契約は、平成 年 月 日より1年間とする。

(2) (保守料金)  
第7条 エレベーターの保守料金は、月額2万円とします。  
(契約期間)  
第9条 本契約は、平成 年 月 日より1年間とする。  
ただし、契約期間満了の際甲乙双方より別段の申し出のない場合には、更に1年間延長するものとし、以後の満期の際にも同様とする。

(3) (保守料金)  
第7条 エレベーターの保守料金は、「平成 年 月 日から平成 年 月 日までは月額2万円」とし、「平成 年 月 日の翌月から平成×年×月×日まで、月額3万円」とする。  
(契約期間)  
第10条 契約期間は、平成 年 月 日から平成×年×月×日までとする。

(1)及び(2)は、「月額単価×12ヵ月(1年間)」により記載金額の計算ができますし、(3)についても(月額単価×月数)+(月額単価×月数)により記載金額の計算ができますので、第2号文書（請負に関する契約書）になります。

なお、(2)において「契約期間満了の際甲乙双方より別段の申し出のない場合には、更に1年間延長するものとし、以後の満期の際にも同様とする。」旨の定めがあっても、この定めは契約の更新に関する定めですから契約期間の月数としては取り扱いません（基通第29条）。

\* 記載金額がないものの例

(1) (保守料金)  
第7条 エレベーターの保守料金は、1ヵ月2万円とします。  
(契約期間)  
第9条 本契約は、平成 年 月 日より有効とする。

(2) (保守料金)  
第7条 エレベーターの保守料金は、1ヵ月2万円とします。  
契約期間については定めていない。

(1)及び(2)の例は、月額単価の記載のみで契約期間の記載がありませんので、記載金額の計算ができないものとなり、第7号文書になります。

【参 考】印紙税額一覧表 第7号文書抜粋

番号	文書の種類（物件名）	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	

【関係法令通達】

印紙税法別表第一 課税物件表の適用に関する通則3のイ、印紙税法施行令第26条、印紙税法基本通達第29条、別表第一 第2号文書の13

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口侑子  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）